（移動等円滑化促進方針の作成等の提案）

第二十四条の五　次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一　施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者

二　高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者

2　前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（行為の届出等）

第二十四条の六　移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

3　市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。

4　市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。

5　主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

（市町村による情報の収集、整理及び提供）

第二十四条の七　第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（施設設置管理者による市町村に対する情報の提供）

第二十四条の八　公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2　路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

第二十五条第一項中「基本方針」の下に「（移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。）」を加え、「ことができる」を「よう努めるものとする」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「次条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、「都道府県公安委員会（以下「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項中「次条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第二十四条の二第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、基本構想の作成について準用する。この場合において、同条第四項中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替えるものとする。

第二十五条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項中「第七項から前項まで」を「第二十四条の二第七項から第九項まで及びこの条第六項から第九項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条の次に次の一条を加える。

（基本構想の評価等）

第二十五条の二　市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

第二十六条第一項中「実施」の下に「（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）」を加える。

第四章中第四十条の次に次の一条を加える。

（市町村による情報の収集、整理及び提供等）

第四十条の二　第二十五条第十項において読み替えて準用する第二十四条の二第四項の規定により基本構想において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該基本構想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2　第二十四条の八の規定は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあった場合について準用する。

第四十一条第一項中「重点整備地区」を「移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区」に改め、「この章において」を削る。

第五十条第一項中「重点整備地区」を「移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区」に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（移動等円滑化の進展の状況に関する評価）

第五十二条の二　国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

第五十四条第二項中「第二十四条」の下に「、第二十四条の六第四項及び第五項」を加え、「第二十五条第十一項及び第十二項」を「第二十四条の二第七項及び第八項」に、「同条第十三項」を「同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項」に改める。

第六十二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

本則に次の一条を加える。

第六十五条　第二十四条の八第一項（第四十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第二条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　移動等円滑化経路協定（第四十一条―第五十一条）」を「第五章　移動等円滑化経路協定（第四十一条―第五十一条）　第五章の二　移動等円滑化施設協定（第五十一条の二）」に、「第六十五条」を「第六十六条」に改める。